

## 性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書

性犯罪や性暴力は、被害者の人権を著しく侵害し、重大で深刻な被害を生じさせます。同時に、その性質上、被害者が支援を求めることは難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角に過ぎないと言われていています。

そこで、性犯罪・性暴力被害の深刻性、特殊性に鑑み、各都道府県に最低1カ所はワンストップ支援センターを設置するなど、性犯罪等被害者が被害を受けたときから直ちに必要かつ十分な支援を受け、その支援を中長期的に継続することができるよう、性犯罪等被害者への支援を拡充する必要があります。

よって、国会及び政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの設置を都道府県に促すことなどを内容とする法律を早急に制定すること。
2. 24時間体制のワンストップ支援センターや全国共通番号の電話相談窓口の設置等に必要な予算措置を講じ、性犯罪等被害者への総合的な支援施策を実施すること。
3. ワンストップ支援センターへの援助等を定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。また、同基本計画に基づき都道府県が行う性犯罪等被害者支援計画の策定を支援すること。
4. 性犯罪等被害者への支援施策の立案過程に性犯罪等被害者やその支援者等が参画することで、こうした施策が実態に即した形で行われるようにすること。
5. 性犯罪等被害の状況や性犯罪等被害者支援施策の実施状況に関する報告書を公表すること。
6. 刑法における性犯罪規定の適切な見直しを行うとともに、刑事手続における被害者負担の軽減策や未成年者に対する性犯罪の公訴時効について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月28日

枚方市議会議長 福留利光

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

財務大臣

男女共同参画担当大臣

法務大臣

国家公安委員会委員長